

社団法人 全国清涼飲料工業会  
会長 阿部 洋己

本年6月、社団法人全国清涼飲料工業会会長に選任されました。



売上高3兆4千億円超と食品業界の中でも有数な産業の会長を引き継ぐことになり、責任の重大さを痛感しております。

当工業会では清涼飲料業界発展のため様々な活動をしておりますが、環境問題が最重要課題と認識しております。とりわけPETボトルのリサイクルは「容器包装リサイクル法」が施行された後、初年度を除き順調に収集されております。本年2月にはPETボトルリサイクル推進協議会としてミスマッチ問題に対応すべく「再商品化

PETボトルリサイクル  
推進協議会会員の  
活動・取組みを紹介します。

## 社団法人 全国清涼飲料工業会

社団法人全国清涼飲料工業会は、その活動の目的を①公共の利益と調和のとれた清涼飲料業の発展、②清涼飲料の品質の向上と安全の確保、③清涼飲料の健全な消費のための正しい知識の啓発普及として、大正7年(1918年)にその前身母体の全国清涼飲料水業連合会としてスタートしました。昭和30年に公益法人として許可を受け現在に至っています。

会員構成は、会員と賛助会員で構成されています。会員は、清涼飲料製造業者(製造委託加工業者を含む)で企業会員(52)、団体会員(3)、都道府県組合会員(39)で構成されています。賛助会員(96)は清涼飲料製造に密接な関係を持つ製造原材料、資材、製造設備機械、販売用設備・器具・資材、他の製造・販売等の関連事業者で構成されています。(平成12年6月2日現在)

## 主な事業活動

**1. 総合対策:** 清涼飲料に係る諸制度の制定・改廃、関係行政機関等への対応。経済環境の変化に対応する緊急対策。世界各国の清涼飲料団体や国際団体との連携。中小企業への支援活動の実施(HACCP導入等技術支援他)等。

**2. 環境問題への取り組み:** 飲料容器のリサイクル対策。環境自主行動計画・容器設計ガイドライン・自動販売機自主ガイドラインの策定・フォローアップ。その他清涼飲料業をめぐる環境対策を総合的・多面的に推進。

## 編集後記

循環型社会基本法の制定・容器包装リサイクル法の完全施行・PETボトル分別収集の自治体が約3,300の2/3以上になった・平成11年度のミスマッチ問題等の状況を見ていますと、PETボトルを取巻く環境が2~3年前と大きく変化をしていることを感じます。PETボトルは優れた特性もあり、また消費者の支持もあって容器として主流を占めるようになってきています。そうであるからこそ、これからも当協議

工場整備の見通し」を公表したのは記憶に新しいところです。

現在、「容器包装リサイクル法」の実施状況と課題を整理し、改善方策の選択肢を提示すべく「容器包装リサイクルシステム検討会」が設置され、学識経験者・地方自治体・各容器業界の代表者により議論されております。

課題山積ですが、今後ともPETボトルリサイクル推進協議会の一員として再商品化工場の新・増設、再商品化手法の開発、再生品の用途拡大を進め、持続可能な循環型経済社会の発展を目指す所存です。

宜しくお願い申し上げます。

2000年

発行: PETボトルリサイクル推進協議会

〒103-0012  
東京都中央区日本橋堀留町1-4-3  
日本橋MIビル2階  
TEL 03-3662-7591  
FAX 03-5623-2885  
<http://www.petbottle-rec.gr.jp>



## PETボトルリサイクル推進協議会の歩み

容器包装リサイクル法が平成9年に「ガラスびん」と「PETボトル」などに先行適用されてから3年が経過し、今年度平成12年からは完全施行され「紙製容器包装」・「プラスチック製容器包装」にも適用されました。また事業者も大規模から中小規模の事業者へと拡大されて、対象が大きく広がっています。「容器包装リサイクル法」が施行される4年前の平成5年にPETボトルを製造および利用する関係の企業が集まり、業界としてリサイクルに取り組むために「PETボトルリサイクル推進協議会」を設立しました。

## リサイクルへの積極的な取組み

PETボトルは軽くて・強くて・中味も見えて、取り扱いやすく安全という特性もあり、キャップにより再封性があり、持ち歩きにも便利なので多くの消費者に受け入れられています。この容器のリサイクルのために、PETボトルリサイクル推進協議会に所属する各社は協力し合って「容器包装リサイクル法」が施行される数年前から

## 【PETボトルリサイクル関連小史】

昭和52年	米国にて清涼飲料にPETボトル採用
〃	日本にて醤油容器にPETボトル採用
昭和57年	「食品衛生法」改正にて清涼飲料にPETボトル使用許可
〃	PETボトル協議会設立
昭和60年	酒類にPETボトル使用開始
平成5年	PETボトルリサイクル推進協議会設立
〃	再生処理工場[ワイスペットボトルリサイクル(株)]稼働



自主的に活動してきました。リサイクルしやすい容器にするということで「自主設計ガイドライン」を作り、再処理工場の設立に協力をする、あるいは再生樹脂を使った製品の消費拡大への取り組みを行なってきました。PETボトルをまたPETボトルとして使用する「ボトルtoボトル」の研究も継続しています。「ボトルtoボトル」は飲料等の食品用容器としての再利用ですから、安全面・衛生面・外観などについて、慎重の上にも慎重に取り組んでいるのが現状です。さらに、PETボトルを分別収集する自治体が平成12年度には2,000を超える見通しであり、回収量および回収率が向上することが予想されるので、分別収集されたものが処理されず野積みされたり、埋め立てられたりすることが無いように、再処理工場の設立や能力拡大にも精力的に取り組んでいます。

今後も当協議会としては自治体や消費者の皆様とともにPETボトルのリサイクルに努力をして、循環型社会の形成にも貢献をしたいと考えています。

## 平成9年 容器包装リサイクル法施行

PETボトルとガラスびんに先ず適用再生処理工場は、その後次々と稼動をしています。以下にそのいくつかを挙げます。

平成9年	[よのペットボトルリサイクル(株)] <三重県>
平成10年	[西日本ペットボトルリサイクル(株)] <福岡県>
平成11年	[北海道ペットボトルリサイクル(株)] <北海道>
平成12年	[東京ペットボトルリサイクル(株)] <東京都>
平成13年	にもさらに数社が稼働予定です。

## CONTENTS

## 優れた資源、PETボトル リサイクルへの積極的な取組み

## 特集

容器包装リサイクル法完全施行／再生処理能力拡大への取組み／識別表示(マーク)の紹介	2-3
資源循環型社会を目指して 三重県・名古屋市	4-5
PETボトル再利用品の紹介	6
PETボトルの再利用品を積極的に使用／よりリサイクルしやすい容器をめざして... / ATCグリーンエコプラザ常設展示場 INFORMATION	7
ご挨拶／会員紹介「社団法人 全国清涼飲料工業会」／編集後記	8

ホームページアドレス <http://www.petbottle-rec.gr.jp>

# 容器包装リサイクル法 完全施行

## 「法の対象となる容器包装の種類と特定事業者の拡大」

図-1のように従来のガラスびん、PETボトル（飲料、醤油、酒類用）の他に、プラスチック製容器包装（前記PETボトル以外のもの）、紙製容器包装（段ボール、アルミを使用していない飲料用紙容器は除く）が平成12年4月から法の対象に加わりました。

また再商品化の義務を担う特定事業者（容器、包装の利用事業者、容器製造事業者）の範囲も一定の従業員数、売上高以下の小規模事業者を除く中規模事業者まで拡大されました。これにより特定事業者の数は平成11年度500社から平成12年度には30,000社となりました。

## 「紙製容器包装とプラスチック製容器包装の再商品化（リサイクル）手法」

新しく対象に加わった二つの容器包装のリサイクルの手法は図-1のようになっています。また消費者が分別出しやすいように、この二つの容器包装の識別マークも法律で決められました。

紙製容器包装は112市町村から18千トン、プラスチック製容器包装は493市町村から106千トンが（財）日本容器包装リサイクル協会に引き取り申し込みがあり、平成12年4月から本格的にリサイクルがスタートしました。

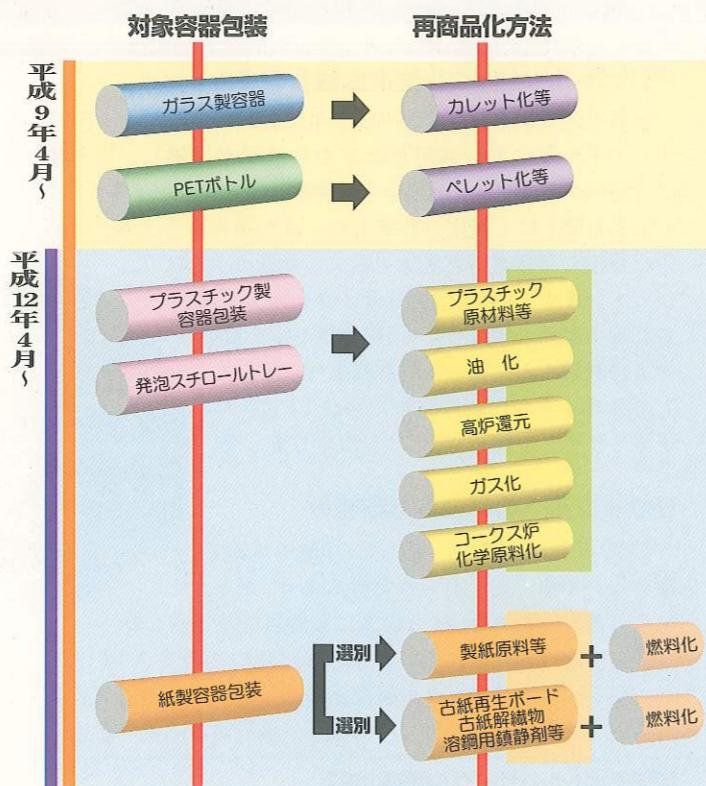
## 「平成12年上期のPETボトルリサイクルの動向」

平成12年度PETボトルの分別収集を計画した市町村数は2,536で、平成11年度の1,214のほぼ倍となりました。

（財）日本容器包装リサイクル協会に引き取りを申し込んだ市町村数も1,762となり、平成11年度の981市町村より大幅に増加しました。この様にPETボトルの分別収集は飛

躍的に増大しています。（財）日本容器包装リサイクル協会の市町村からの引き取り量も平成12年4月から8月で前年の引き取り量の1.7倍ほどで推移しており、この傾向が続くと、平成12年度の引き取り量は9万トンを超えるものと思われます。一方PETボトルを再商品化する設備能力も順調に拡大され、引き取り量全てをリサイクルできる体制は概ね整備されました。

図-1



## PETボトルはリサイクルの優等生

PETボトルのリサイクルは、容器包装リサイクル法の施行後順調に進捗しており、最近ではPETボトルはリサイクルの優等生ともいわれるようになってきました。

平成11年秋から冬にかけて市町村で分別収集されたPETボトルのペールを一時は100余ヶ所の市町村保管施設において一時保管せざるを得ない事態、いわゆるミスマッチ問題が生じました。しかし、幸いなことに厚生省調査データによりますと、本年3月末の繰り越しペール在庫は529トンと例年より少ない結果になりました。すなわち、マスコミで大きく取り上げられましたミスマッチ問題は当年度内に解決することができました。

## 急速に進む分別収集

これまで必ずしも順調ではなく、法律施行直後の平成9年には分別収集が進まない時期もあり、受け入れ先の再生処理工場は半分程度の操業状態となり大変困りました。ところが平成10年より一転、分別収集が急速に増加はじめました。法律の仕組みでは市町村との引き取り契約量に基づいて、再生処理工場の設備能力を準備してあります。そのため当然のことながら、両者間に昨年から本年初頭にかけてのミスマッチ問題が発生します。法律の仕組み以外にもY2K対策ともあいまって、販売が予想以上に好調であったこと、分別収集体制も整い急速にリサイクル意識が高まり、収集量が予想以上に上がってきました。販売と収集の両面とも計画を上回り、1年前の計画により整備されていた再処理能力を上回ったことが原因と考えられます。

## 切磋琢磨する再生処理能力

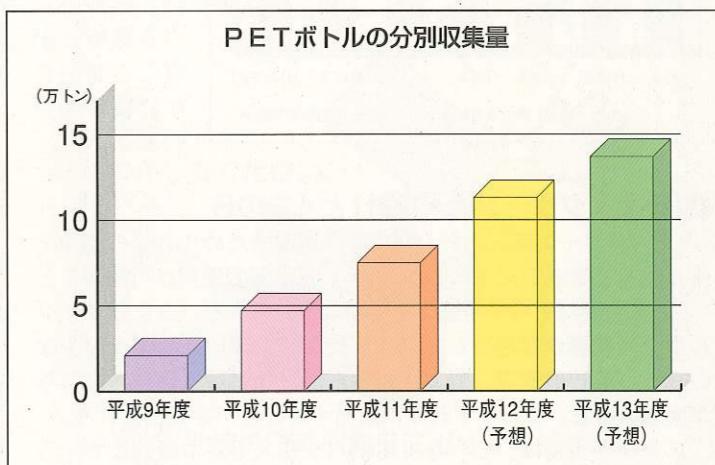
ミスマッチ問題への対応策は、市町村より委託される分別収集量に対して、必要なだけの再商品化能力（リサイクル能力）を準備することです。特定事業者の集まりであるPET

ボトルリサイクル推進協議会ではこのような再生処理能力不足を解決するために、国および関係団体と連絡を取りながら、再商品化能力の増強に取り組んでいます。

具体的には民間企業が事業参入しやすい環境をつくるために、国に対しては資金調達、税制、低金利融資などの支援を、地方自治体に対しては施設許認可などの迅速な処理を求めていきます。一方、PETボトルリサイクル推進協議会では、地方自治体のエコタウン事業や企業誘致などの情報収集したり、再商品化に関する技術支援や再生材の販路拡大に協力しています。

## 大型再生処理工場の新・増設計画

最近の状況では、再生処理能力は9万トン余とされており、平成12年10月現在判明している段階では大型再生処理工場の新增設計画は、合計で3万トンで進められています。その他の中小規模工場も含めて平成13年度に必要とされる再生処理能力は確保できる見込みです。



プラスチック製容器包装と紙製容器包装の識別表示（マーク）が決まりました。容器包装の識別マークは、消費者の分別排出を促し、リサイクル率を高めるために、再生資源利用促進法の第2種指定製品として、飲料用スチール缶、飲料用アルミ缶および飲料、醤油、酒用のPETボトルに表示が義務づけられていましたが、平成12年4月の容器包装リサイクル法の完全施行により、あらたに分別収集の対象となったプラスチック製容器包装と紙製容器包装にはマークがなく、早期の導入が要望されていました。そこで、再生資源利用促進法を改正し（法律名も資源有効利用促進法に変更され、表示の対象製品も指定表示製品と改称されます）、平成13年4月1日より

表示を義務づけました。マークのデザインは図-1のとおりです。2年間の猶予期間を経て、完全実施されます。

個々の容器包装に表示をするのが原則ですが、プラスチック製、紙製容器包装は種類、サイズ、形状などが千差万別で、表示の困難なケースも多いため、完全無地の容器包装のもの、表示可能面積が50cm<sup>2</sup>以下の小さいもの



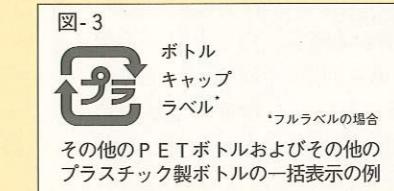
（包装紙では1,300cm<sup>2</sup>以下のもの）では個別表示は省略できます。多重包装などで、廃棄するタイミングが同時のものが複数ある場合には、代表する容器包装にまとめて表示する「一括表示」方式が認められているなど、やや複雑なルールになっています。詳細は、平成12年度中には政省令で公示される予定です。



また、あわせて検討されていたプラスチックの材質表示についても、法制化はされず自主的に実施することになりましたが、表示する場合は、JIS (ISO) 方式による表示が推奨されています。

新しい表示制度では、飲料、醤油、酒用のPETボトルの表示は図-2のよう、それ以外の用途のPETボトルおよび

その他のプラスチック製ボトルの表示は図-3のように変る予定で、消費者にとってより分別排出がしやすくなります。



# 資源循環型社会を目指して

## 三重県

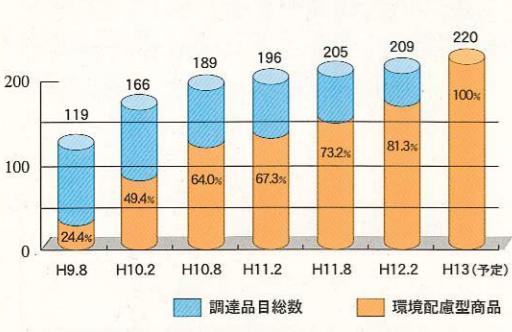
自らが事業者であるとともに消費者であるという立場から、グリーン購入を積極的に推進して、めざましい成果を上げている三重県をご紹介します。

### 来年度からは事務用品の100%を環境配慮型商品に

三重県では平成10年3月に「三重県環境保全率先実行計画(みえエコフィスプラン)」を策定してグリーン購入を進めてきた。昨年7月には「みえ・グリーン購入指針」を策定し、事務用品に関するグリーン購入の徹底を図るほか、各部署で不要になった備品の再利用や紙ごみなどのリサイクルを行うことにより、経費節減および資源循環型社会の形成に努めている。

事務用品は、現在物品リスト198品目中179品目が環境配慮型商品で、90%を超えている。来年度からは事務用品の100%を環境配慮型商品にする計画だ。出納局では県庁舎で使用する

#### 単価契約における環境配慮型商品の推移



### 「みえ・グリーン購入指針」と4つのR

「みえ・グリーン購入指針」には購入基準のための5つの条件を盛り込んで徹底を図っている。(1)長期間の使用が可能であること(2)再生素材や再使用部品を使用していること(3)リサイクルや分別廃棄が容易なこと(4)廃棄時に環境負荷がより少ないこと(5)省資源、省エネルギー設計など環境保全への寄与が大きいこと。このいずれかに該当することが必要とされる。

スタート当初は、どうして出納局が購入用品の指導までするのか?といった軋轢や、グリーン用品に対する知識不足などがあったが、北川知事のリーダーシップ、「ISO14001」取得のための職員への啓発活動、1人1台パソコンの実現による府内パソコンネットワーク【行政WAN】を活用した情報の共有化により、大いなる改革・変化がグリーン購入の飛躍的な伸びにつながった。

「みえ・グリーン購入指針」の特徴は4つのR。まず(1)購入する際は本当に必要か考え直し〈Re think(=造語)〉(2)購入量・使用量を最小限にし〈Reduce〉、今ある物を大切に使用し、新たに購入する際は長期間使用できるものや詰め替えができるものを購入していくことが基本となる。また(3)【行政WAN】の【リサイクルフォルダ】を活用し、各部署で保管あるいは使用中の事務用品・備品を有効利用する〈Reuse〉ほか、(4)使用できなくなった備品を修繕して再生利用したり、不用となった用紙をシュレッダーにかけ再生利用する〈Recycle〉ということを奨励している。各部署においても趣旨を理解いただき、物品の購入・使用にあたっては4つのRを徹底していただくようお願いしている。

### 「第3回グリーン大賞」などで意識も向上、PRも浸透へ

それは用紙類の再生利用の分野(ミスコピー用紙の裏面使用など)で、用紙類の焼却量が従来の22トン/月から一気に5.4トン/月へ減少するという具体的な効果として現れている。さらに、【行政WAN】を活用して、各部署で保管したり、使用している事務用品や備品を必要としている他の部署に移し変えたり、貸し借りできるようにして有効利用を図るとともに、経費の削減に貢献している。また、県職員の作業服を廃PETボトル50%使用のもの(エコマーク付)に換える



ことなどにより、職員の環境マインドの醸成を図るほか、地域住民などへのPRに努めている。

昨年には、府内にリサイクルセンターを設置して、備品のリニューアルにも積極的に取り組む態勢も整えた。こうした多面的なグリーン購入への取り組みが高く評価され、今年の2月に「ISO14001」の認証を取得、5月にはGPN(グリーン購入ネットワーク)の「第3回グリーン購入大賞」および「環境庁長官賞」を受賞した。また県の取り組みがNHK(東海・北陸地域)などのマスコミで紹介され、グリーン購入に対する地域住民へのPRにもつながっている。

### ネットワークをもっと活発に・・・

市民意識も変化してきている。従来は、“環境にやさしくない商品”に対しては不買運動という形で対応していたが、それでは生産活動や経済活動に貢献できず、持続的な発展が望めないことから、現在では自分たちで良い商品を選択して企業を育てるという意識に変わってきている。三重県では、現在の物品リストに掲載されている商品の10%は環境配慮型商品ではないので、開発や事業化を地元企業にも働きかけて地場産業の振興にもつなげたいとしている。今後とも県職員はもちろんのこと、各市町村、関係機関、企業などに対してもグリーン購入の推進を呼びかけるとともに、リサイクル活動をしている団体などからもリサイクル商品を積極的に購入するなど、企業、住民、行政のネットワークを広げていく予定である。

(三重県出納局総務課 検査指導監 山本浩和氏)(取材 RING委員)

## 愛知県 名古屋市

### ごみ非常事態宣言都市

昭和61年度に78万トンだったごみ量が、平成10年度には約102万トンに達し、市のごみ処理体制は、指定焼却・埋立ての両面で危機的な状況に直面した。この状況を打開するため、松原市長は平成11年2月に「ごみ非常事態」を宣言し、ごみ減量行動の実践を訴えた。『ごみ減量チャレンジ100』(市民1人1日100gのごみ減量)の徹底などにより、2年間で年間ごみ発生量の20%削減を目指している。

### 一気に5種の資源分別収集へ

平成12年度のごみ量を約80万トンにするという目標を掲げて、今年の8月7日より5つの新たな施策を実施している。「プラスチック製容器包装」「紙製器包装」「PETボトル」のステーション収集、「スプレー缶類」の別途収集、「家庭ごみ指定袋制」の本格実施である。一気に細かな分別収集を始めたのは、ごみ非常事態宣言で、埋立て処分場も焼却工場も限界だった、どこにも埋立てられないという切羽詰った事情があって、なんとか早急にごみを減少させなくてはならなかったので包括的に一度にやろうということになった。市民の方には負担をかけたが、多少の混乱は承知のうえで踏み切った。(それまでは、PETボトルの収集は1,300ヶ所ほどの拠点回収。家庭ごみは指定袋以外でも排出できた。)



ごみの排出状況を観察する松原市長

### 着実にごみの量が削減



広報活動としては、広報誌「広報なごや」やテレビ、新聞、ラジオなどで知らせるとともに、各町内会で広報ビデオを見せながら説明会などを行った。ごみと資源物の分け方を細かく説明したガイドブック「ごみの達人 心得帳」や資源収集カレンダーなども配布した。その結果、PETボトルの収集量は同じ時期の比較で3倍ほども急増している。可燃ごみ用・不燃ごみ用・資源用の3種になった「家庭ごみ指定袋制」のスタートで可燃ごみ・不燃ごみが20~40%減少している。また、不燃ごみからプラスチック製容器包装が分かれしたことにより、主流だった市指定の袋(家庭用不燃袋)の大きさが4.5リットルから1.0リットルなどの小さな袋へ移行したが、当初は不足したことであったなど、混乱もあったが大きな手応えを実感している。

### 「ごみ減量先進都市なごや」の実現に向けてさらに挑戦

また、実施していく中で、問題点もでてきている。例えば、「PETボトル」と「プラスチック製容器包装」のステーション収集と一緒に始めたので、ボトル類で迷う方が多いようだ。PETボトルというのがプラスチック製品というイメージが市民の中にまだあるので、PETボトルはもっと質が良く、高い次元でリサイクルできるので分別して出してくれるようお願いしている。新聞などでもいわれているが、「プラスチック製容器包装」というと色々な種類があるので、分かっているつもりでも、いざ1個1個を見たときに具体的に「プラスチック製容器包装」に入るのか「紙製容器包装」に入るのか、もしくは不燃物になるのかということが、なかなか分からぬようだ。缶・ビン以外の資源物の収集日などにも混乱があるが、全体的には順調にごみの減量は進んでいるといえる。

大量のごみは自然環境の破壊、地球の温暖化、資源の枯渇など、私たちの生活環境ひいては地球環境そのものを破綻させかねない状況を生み出している。市民・事業者・行政のパートナーシップにより、環境への負荷の少ない「ごみ減量先進都市なごや」を目指して、さらに挑戦したい。

(名古屋市環境局事業部 作業課 服部 豊主事)(取材 RING委員)

# 分別収集

にご協力ください



### 識別表示マーク

リサイクルできるPETボトルには、ラベル部分やボトルの底にこのマークがついています。

### PET

リサイクルできるPETボトルの種類です

飲料用	炭酸飲料、果汁飲料、ウーロン茶、紅茶、コーヒー、スポーツドリンク、ミネラルウォーター、日本茶、麦茶などの容器
酒類用	焼酎、本みりん、洋酒、清酒、などの容器
しょうゆ用	しょうゆの容器

### 1

キャップを必ずはずしてください。

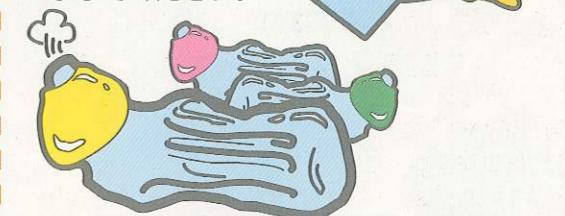


### 2

中をすすいでください。

### 3

つぶしてください。



### 4

地域のPET収集日に出してください。



分離の難しいしょうゆボトルの中栓などは無理に取る必要はありません。そのまま出してください。

# 新認定 PETボトル 再利用品

ここに紹介している製品はすべてPETボトル協議会が平成12年8月末までに新たに「PETボトルリサイクル推奨マーク」の使用を認定した再利用品です。平成13年度



より法律（グリーン購入法）により、グリーン購入が国等に義務づけられ、地方公共団体には努力義務となりました。今回の法律でリサイクルの輪が大きく広がっていくものと考えます。このマークを目印にPETボトル再利用品の積極的なご利用をお願い致します。「再利用品カタログvol.3」が発行されておりますので合わせてご覧ください。

# INFORMATION

PETボトルリサイクル推進協議会の最新情報

## PETボトルの再利用品を 積極的に使用しています

### ■効率的に優れたPETボトルリサイクルバンド

PETボトルリサイクル推進協議会では「リサイクルPETバンド」の減容機での実用性をテストし、従来のPPバンドよりも「リサイクルPETバンド」は伸びが少なく、長時間張力を維持することを確認しています。PETボトルを分別収集して再商品化事業者に運ぶ際には減容作業が必要で、その時にはバンドを使用します。このリサイクルPETバンドを積極的に利用することにより、PETボトルと一緒にリサイクルできて効率的にもすぐれ、ひいてはPETボトルのリサイクル促進の大きな力となります。前号でもリサイクルPETバンドを使用している、神奈川県藤沢市資源回収協同組合をご紹介しましたが、引き続き現在採用している事業所をご紹介します。

兵庫県／宝塚市クリーンセンター

茨城県／麻生町外2町環境美化組合

牛久クリーンセンター・猿島郡環境管理事務組合

千葉県／東総塵芥処理組合



大阪環境産業振興センター  
ATCグリーンエコプラザ

今年6月20日、日本初の環境ビジネス支援の常設展示場、「ATCグリーンエコプラザ〈大阪環境産業振興センター〉」（入場無料）がATC（アジア太平洋トレードセンター株式会社）内にオープンしました。

当推進協議会は今まで環境展等に年数回リサイクルの推進とPETボトル再利用品の紹介のため積極的に参加してきましたが、さらにより多くの方に关心を持って見ていただけるようにと、常設展示場があるATCグリーンエコプラザのリサイクルテクノロジーゾーンに展示を始めました。展示場にはPETボトルの再商品化の流れをポスターと製品で紹介し、PETボトル再利用品の展示をしていますのでぜひ一度足をお運びください。



ATCグリーンエコプラザは最新の環境関連情報の継続的情報発信を通して環境産業の育成・振興と環境保全に貢献することを目的に、大阪市の第3セクターの会社であるAT

Cの運営でスタートしました。総面積4500m<sup>2</sup>の中で環境関連技術や商品を一堂に集積し、テーマ別にゾーンニングされ、常時フロアスタッフ14名が各ブースの説明を丁寧にしてくれます。また、来場者と出展者との協同・相互作用の場作りのため、定期的にセミナーやイベントの主催、週3日無料コンサルティングの受付、「グリーン・メール」（メールマガジン）の発行など積極的に運営を行っています。

同じフロアの対称の位置にある「ATCエイジレスセンター」は、高齢社会を実体験しながら学べる日本最大級の高齢化関連商品の常設展示場です。ぜひこちらとあわせて研修・見学などにご活用下さい。



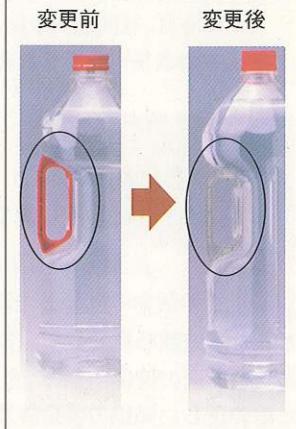
住 所：大阪市住之江区南港北2丁目1-10アジア太平洋トレードセンター ITM棟11F西側  
TEL：06-6615-5888 FAX：06-6615-5890  
開館時間：10:30～17:30  
休館日：水曜日（土・日・祝日はオープン）  
<http://www.ecoplaza.gr.jp>

## よりリサイクルしやすい 容器をめざして…

PETボトルリサイクル推進協議会では自治体・消費者の皆様にリサイクル推進のお願いをすると同時に、日々リサイクルしやすいボトル容器についての技術的な研究を重ねながら、より一層品質の良いものになるよう改善してきました。今号ではその一部をご紹介します。

### ● 把っ手付きのPETボトル

把っ手付きのPETボトル容器をPETボトルの再生樹脂から作った透明な把っ手に換えていくよう推進したり、従来の4リットル以下のPETボトルは把っ手を取り外し、容器に持ちやすくほみをつけたりしています。

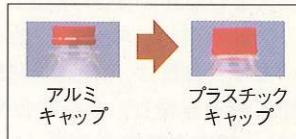


### ● ラベル

PETボトルへの直接印刷からラベルに換えたり、ラベルをはがしやすくするようにしたり、ミシン目をいたりと工夫を推めています。

### ● キャップ

キャップをアルミキャップからプラスチックキャップに換え、よりリサイクルしやすいように努めています。



## PETボトルリサイクル推進協議会常設展示場のご案内